

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 2 8 日	
徳島県知事 後藤田 正純 殿	
提出者 住 所：香川県高松市寿町 2 丁目 4 番 5 号 氏 名：清水建設株式会社 四国支店 支店長 園木祥久 電話番号：0 8 7 - 8 1 1 - 1 8 0 4	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	清水建設株式会社 四国支店
事 業 場 の 所 在 地	香川県高松市寿町 2 丁目 4 番 5 号
計 画 期 間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	総合建設業
②事 業 の 規 模	資本金 743.65 億(全社) 令和 5 年度完成工事高 166.6 億(四国支店)
③従 業 員 数	1 5 6 名（四国支店 令和 6 年 4 月 1 日）
④産業廃棄物の一連の 処理の工程	委託による。 主な委託内容は別紙のとおり。 別紙は都道府県実績報告用基礎データを基に主な委託先をエクセル表で作成。項目は品目、収集運搬会社名、処分会社名、中間（処分方法）、埋立の別等。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「シミズの廃棄物リサイクルガバナンス」による。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙 1 による	
	排 出 量	同上 t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 汚泥の脱水施設の見直し ・ 分別の表示		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙 2 による	
	排 出 量	同上 t	t
	・ 分別の徹底教育 ・ 建設副産物データ管理システム「新 K a n たす」により、発生量を把握している		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 3 R 運動
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 3 R 活動 ・ ガラス陶磁器類・廃プラスチックについては、処分業者と相談をしてさらに有効な細分化をして分別する予定

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3による	
	全処理委託量	同上 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	同上 t	t
	再生利用業者への処理委託量	同上 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	同上 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	同上 t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙6による	
	全処理委託量	同上 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	同上 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	同上 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	同上 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	同上 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者から選定する ・各業者に対して、優良認定を取得するよう指導する ・電子マニフェストの導入を進めるため、電子マニフェスト対応可能な業者から選定する ・リサイクル率の高い処理業者から選定する ・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者。熱回収業者へ処理委託する ・委託先処理業者には、定期的に現地確認を実施する		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。